

令和 6 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人

曰 照 養 德 園

令和6年度日照養徳園事業計画について

はじめに、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の流行は落ち着きを見せ、日常の生活へと近づいた1年であった。行動制限も無くなり学校等も通常活動に戻ったが、一部では感染も再開し、常に緊張を求められる生活となった。

茨城県内の要保護児童数は減少傾向となってきているが、虐待相談件数は増加しており、在宅児童への支援は今後も重要な課題となる。

分園の生活も3年目を迎える、課題の整理や本体施設や地域小規模施設との連携が重要となる。令和6年度は定員の変更はない為、本体定員30名及び地域小規模児童養護施設定員6名の合計36名定員としてスタートする。

令和6年度の重点課題

1. 日照養徳園社会的養育推進計画見直しの具体化
2. 地域小規模施設及び分園へのサポート体制の強化
3. 地域との連携強化と地域貢献事業の具体化
(日照養徳園地域支援チームの課題整理)
4. 里親支援活動の充実
5. 第3者評価結果の検証、再評価
6. 職員の役割分担の明確化・情報共有
7. 権利擁護意識の徹底
8. 災害・防犯・感染症対策の充実
9. 児童福祉法改正への対応

各課題に対し、職員が一丸となって取り組み、一層の危機感を持ち日々のサービスの向上を目指す。

1. 日照養徳園社会的養育推進計画の新たな展開

新たな都道府県推進計画が令和2年度から始まり、「日照養徳園社会的養育推進計画」としての中長期計画も前半の4年間が経過した。

施設の小規模かつ地域分散化の推進と高機能・多機能化を進めてきたが、令和7年度からの後期5年間にについての見直しが必要となる。

まず、下記計画の①～③を令和6年度末に向け具体化していく。

・日照養徳園社会的養育推進計画(令和2年度から令和11年度まで)

- ① 令和4年度から開始した分園型小規模グループケア「あさひ」（6名定員）の生活の安定と充実。
- ② 本園における新たな高機能化・多機能化の具体化を検討。
- ③ 令和7年度に本園3グループを6名定員とし第2分園を設置（定員6名）。本園18名+あさひ6名+第2分園6名で合計30名定員とする。地域分散化した施設は3カ所となる（分園2か所+地域小規模1か所）
- ④ 令和11年度までに本園4グループを5名定員（本園20名定員）、地域小規模児童養護施設又は分園2か所を5名定員（2か所計10名定員）として日照養徳園全体では30名定員とする計画を具体化。

本　　園　=	5名+5名+5名	} 本園4グループ
分　　園　=	5名+5名	
地域小規模　=	5名	

} 地域分散化3カ所

- ⑤ 本園における地域支援機能・多機能・高機能化の計画を具体化

2. 地域小規模児童養護施設及び分園へのサポート体制の強化

日照養徳園地域小規模児童養護施設「ひなた」は開設して14年が経過した。この間の退所児童も増え、アフターケアの対象児童も増加している。

令和6年度は5名の職員配置となるが、増員ゆえの課題の整理と地域分散化バックアップ職員や、各専門職等との連携が大事となる。

又、分園「あさひ」においても令和6年度は5名の職員が配置されたが各職員が地域との関りも含め経験をさらに重ねていく必要がある。

「ひなた」・「あさひ」共に、幼児から高校生までが入所の対象となるため、さらなる生活上の工夫が必要となる。

3. 地域との連携強化および地域貢献事業の具体化

地域の活動との連携をさらに強化していく。

家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・職業指導員・地域分散化バックアップ職員等の専門職を中心として施設内外との連携強化が必要になり今後制度化が予定される地域貢献事業、市町村との連携事業を具体的に検討していく。

- ① スポーツ少年団への継続加入。
- ② 豊浦地区青少年育成協議会へ役員として参加。
- ③ フрендホームの開拓（現在未実施）
- ④ 「いばらき生活支援事業」への継続参画。

社会福祉法の改正による「地域貢献事業」の義務化に対応した茨城県社会福祉施設経営者協議会の事業に参画し、職場体験の受け入れ先としての登録と、協力金の支出（年額 15,000 円）を実施しているが、令和 5 年度の当施設での実績はゼロでした。

- ⑤ 日照養徳園地域支援チーム「ようとく」の活動推進

本園における多機能化・高機能化を推進するにあたり、令和 4 年度から子ども食堂や里親サロンを実施した。令和 5 年度は日立市からの助成を受け、子ども食堂を中心とした地域貢献事業を実施し、令和 6 年度においても継続した活動を行う。

地域支援チームの構成メンバーは専門職・社会福祉士有資格者・本体グループリーダー等とし、関係機関との連携を強化する。

- ⑥ 市町村の子育て支援短期利用事業の積極的受入を図る。

4. 里親支援活動の充実

里親支援専門相談員を中心として関係機関・団体との連携をさらに強化し里親支援の更なる充実のために活動を続けていく。

尚、令和 5 年度は当施設から里親委託となった児童実績は 0 名であった。今後も候補者のリストアップは行っていく。

但し、茨城県社会的養育推進計画における里親委託率の目標値については、令和 6 年度末までに見直しが予定されている為、茨城県里親委託等推進委員会等での適正な数値目標作成への協議を重ねていく必要がある

5. 第 3 者評価の検証、再評価

令和 4 年度に第 3 回目の第 3 者評価を受審し、令和 5 年度は自己評価を行った。

令和6年度はこの3回目の評価結果や自己評価を踏まえ、施設の課題、改善点等を検証し、再度自己評価を実施していく。

6. 職員の役割分担の明確化・情報共有

令和5年度は本園3グループ+分園+地域小規模施設からなる5グループのオールネット化が進んだ。

令和6年度は施設全体を見る主任2名（専門職兼務）、1F・2Fグループ長の下に4グループリーダーを置き、家庭支援専門相談員や心理担当職、職業指導員、地域分散化バックアップ職員も加わり、処遇現場との連携を強化していく。

縦の連携については主任を中心とした情報共有を図る。

又、各種委員会を通じた様々な活動や役割分担やグループ内での担当係も含め多くの作業に関わることでグループ間の連携や外部との連携も深めていく事を目的とする。

さらに、中学生・高校生の進学に向けた対応を強化する。各グループに任せるのでなく施設全体としても進路指導を担う

また、職業指導員を中心とした、アフターケア体制の充実を図る。

施設内の委員会活動及び各担当や係

- ① 「運営委員会」・・・5名
- ② 「研修委員会」・・・5名
- ③ 「危機管理委員会」・・・5名
- ④ 「保険衛生委員会」・・・5名
- ⑤ 広報担当係・・・・数名
- ⑥ アフターケア担当係・・・各Gより
- ⑦ 手をつなぐ親の会担当・・・1名
- ⑧ 実習担当・・・・・・・1名
- ⑨ 県北施設研修担当・・・・・・1名
- ⑩ 茨児協研修厚生部員・・・1名
- ⑪ 茨児協総務部員・・・・・・1名
- ⑫ 公文担当・・・・・・・1名
- ⑬ ボランティア受入担当・・・1名
- ⑭ 日照養徳園地域支援チーム・10名程度
- ⑮ 小・中PTA役員・・・・・・・2名

7. 権利擁護意識の向上及び徹底。

施設内で発生する不適切なかかわり(被措置児童等虐待)については、毎年全国レベルで問題化されている。とりわけ性的事故の発生については各施設が苦慮しているのが現状である。

又、実際に不適切な関わりが起きた時、発見した時の対応について職員の意思統一を図ることが必要となる。

新任職員を中心に園内研修を実施しさらなる権利擁護意識の向上を行う。

児童福祉法 第6節 被措置児童等虐待の防止等

第33条の10 虐待の定義

施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

第33条の11

施設職員等は被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第33条の12

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、これを通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けた時は、行政機関に届け出ることができる。

施設職員等は、通告したことを理由として不利益な扱いを受けない。

8. 災害・防犯・感染症対策の充実

東日本大震災の経験や障害者施設での事件を踏まえ、社会福祉施設として災害・防犯への対策をより具体的していく。(危機管理委員会を中心とする)

又、令和5年度もコロナウイルス陽性者が発生したことから、隨時見直しを実施し、必要な対策を取っていく。

令和6年度は下記内容に加え、「BCP（事業継続計画）」の策定も行う予定である。

- ① 備蓄内容の見直し（1週間レベルの備蓄）
- ② 災害避難計画の見直し（水害対策を追加）
- ③ 施設内の連絡体制の見直し
- ④ 地域との防災対策の連携
- ⑤ 防犯カメラの設置による不審者対策の強化
- ⑥ コロナウイルス他感染症対策の徹底、準備と訓練
- ⑦ 原子力災害への対応（茨城県内及び福島県への避難計画）

9. 児童福祉法改正等への対応

児童福祉法の改正が令和6年4月に実施されることになり、児童養護施設における児童へ関りにも変化が求められる。

- ・一時保護における司法審査の導入
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・児童をわいせつ行為から守る環境整備(日本版 DBS の整備)
- ・里親支援機関の福祉施設としての認定（里親支援センターの整備）
- ・子どもに関わる職員の新たな資格（子ども家庭ソーシャルワーカー）の設定
- ・（入所児童の年齢制限の撤廃）

また、民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられたが令和5年度は大きな混乱はなった。今後は様々な課題発生が予想されるため、各事例等を検証しながら子どもの最善の利益につながる対応を考えていく。

以上